（証券コード　2979）
（発信日）2023年8月14日
（電子提供措置の開始日）　2023年8月7日

投 資 主 各 位

東京都中央区京橋1丁目17番10号
SOSiLA物流リート投資法人
執行役員　松　本　展　彦

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会につきましては、当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年8月29日（火曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第2項に定める議案を除き、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

（本投資法人現行規約抜粋）

現行規約第14条

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産運用委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト等に「第3回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト
https://sosila-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

さらに、電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトにアクセスして、ご確認いただくこともできます。

株式会社プロネクサスウェブサイト
https://d.sokai.jp/2979/teiji/

敬　具

記

1. **日　　時**：2023年8月30日（水曜日）午後2時00分
2. **場　　所**：東京都中央区日本橋兜町2番1号
   東京証券取引所2階　東証ホール
   （末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようにご来場ください。）
3. **投資主総会の目的事項**：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員2名選任の件
第5号議案：補欠監督役員2名選任の件

以　上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。

◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、上記本投資法人のウェブサイト、東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）及び株式会社プロネクサスウェブサイトに修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎**代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**なお、投資主ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外のご入場はできませんので、ご注意ください。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

◎本投資主総会においては、新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を行う場合がございます。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

〈投資主様へのお願い〉

- 投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態に不安がある場合は、同封の議決権行使書用紙により議決権を行使いただくこともご検討ください。

（来場される投資主様へのお願い）

- 投資主様のお席の間隔を広くとるため、座席数が少なくなっております。お席がご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 役員及び運営スタッフは、健康状態に問題が無いことを確認の上、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 建物入口玄関にて、サーモグラフィーカメラによる検温を行い、サーモグラフィーカメラで発熱の可能性があると検出された投資主様には、再検温をさせていただきます。再検温で37.5度以上の発熱が認められた投資主様はご入館いただくことができませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフからお声がけさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 会場受付が混雑する可能性もございますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎今後の状況によっては、本投資主総会の運営等を変更する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト（https://sosila-reit.co.jp/）に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

現行規約第9条関係

「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです。

２．変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　規　約	変　更　案
第9条（招集） 1.～4.（記載省略） （新設）	第9条（招集） 1.～4.（現行どおり） 5. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 6. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち、投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第2号議案　執行役員1名選任の件

執行役員松本展彦から、2023年8月30日をもって辞任する旨の申し出があったため、2023年8月31日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第99条第2項及び本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2023年8月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口の口数
楠木 啓之（くすのき ひろゆき） (1962年4月27日生)	1986年4月	住友商事株式会社　建設不動産開発室（東京）	0口
	1997年4月	同社　大阪住宅・都市開発事業部長付	
	1998年12月	米国住友商事会社　不動産部門（アトランタ駐在）	
	2005年9月	住友商事株式会社　不動産戦略事業推進部長付（東京）	
	2008年4月	同社　大阪不動産建設部長兼住宅・都市開発事業部副部長	
	2016年10月	同社　国内営業推進・開発部長（東京）兼生活資材・不動産本部長付	
	2022年4月	住商リアルティ・マネジメント株式会社常務取締役コーポレート本部長	
	2022年6月	同社　常務取締役コーポレート本部長兼事業企画部長	
	2022年12月	同社　常務取締役コーポレート本部長兼業務管理部長兼事業企画部長	
	2023年8月	同社　常務取締役コーポレート本部長兼業務管理部長（現任）	

・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社の常務取締役コーポレート本部長兼業務管理部長です。
・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
・本投資法人は、保険会社との間で、上記執行役員候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

第3号議案　補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年8月31日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
佐藤友明 （さとう　ともあき） （1967年12月19日生）	1990年4月　株式会社住友銀行 2001年4月　株式会社三井住友銀行　本店営業第四部部長代理 2009年4月　同社　本店営業第四部次長 2013年4月　同社　バンコック支店副支店長 2015年4月　同社　不動産ファイナンス営業部副部長 2017年7月　株式会社大丸松坂屋百貨店　不動産事業部事業戦略・開発部長 2018年9月　同社　不動産事業部企画部長 2020年9月　株式会社パルコ（出向）　アセットソリューション部長 2021年4月　住商リアルティ・マネジメント株式会社コーポレート本部長補佐兼リートマネジメント部担当部長 2021年7月　同社　コーポレート本部リートマネジメント部長 2023年7月　同社　執行役員コーポレート本部副本部長兼リートマネジメント部長 2023年8月　同社　執行役員コーポレート本部副本部長兼リートマネジメント部長兼事業企画部長（現任）	0口

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社の執行役員コーポレート本部副本部長兼リートマネジメント部長兼事業企画部長です。
・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
・本投資法人は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案　監督役員2名選任の件

監督役員堂場学及び緑川芳江から、任期調整のため、2023年8月30日をもって一旦辞任する旨の申し出があったため、2023年8月31日付で改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約第17条第2項但し書きの定めを適用し、就任する2023年8月31日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
1	堂場（どうば）　学（まなぶ） （1974年11月20日生）	1997年4月　住友金属工業株式会社 鹿島製鉄所　総務部　グループ事業室 2002年10月　新日本監査法人　東京事務所　監査第四部 2006年5月　公認会計士登録 2006年7月　同法人　金融サービス部 2015年7月　新日本有限責任監査法人　アカウンティング・ソリューション事業部　FIDS 2017年8月　堂場公認会計士事務所　所長（現任） 2019年6月　本投資法人　監督役員（現任）	0口

候補者の番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
2	緑　川　芳　江 （みどりかわよしえ） （1979年5月8日生）	2007年12月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2008年1月　森・濱田松本法律事務所 2014年9月　シンガポールAllen & Gledhill法律事務所（出向） 2015年1月　ニューヨーク州弁護士登録 2016年10月　Freshfields Bruckhaus Deringer　法律事務所 2017年10月　のぞみ総合法律事務所オブ・カウンセル 2019年1月　三浦法律事務所パートナー（現任） 2019年6月　本投資法人　監督役員（現任） 2023年5月　株式会社ベイカレント・コンサルティング　社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月　株式会社ジャストシステム　社外取締役（現任） 2023年6月　東プレ株式会社　社外取締役（現任）	0口

・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
・本投資法人は、保険会社との間で、上記各監督役員候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

第5号議案　補欠監督役員2名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年8月31日付で補欠監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、本投資法人の規約第17条第3項本文の定めに基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する本投資法人の投資口の口数
1	大山 太郎（おおやま たろう） （1975年12月22日生）	1998年4月　東芝プロセスソフトウェア株式会社 2003年10月　新日本監査法人　東京事務所監査第四部 2008年1月　公認会計士登録 2016年7月　大山太郎公認会計士事務所　代表（現任） 2018年9月　株式会社リズリサホールディングス　取締役（現任） 2022年8月　税理士登録 2023年3月　株式会社ALE　監査役（現任）	0口
2	所 悠人（ところ ゆうと） （1991年4月12日生）	2017年12月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2017年12月　西村あさひ法律事務所 2021年8月　三浦法律事務所　アソシエイト（現任）	0口

・上記各補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
・上記各補欠監督役員候補者のうち大山太郎は、堂場学が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として、上記補欠監督役員候補者のうち所悠人は、緑川芳江が第4号議案に基づき監督役員に選任された場合の同氏の補欠として選任するものであります。
・本投資法人は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、上記各補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険の被保険者に含まれることとなります。当該保険により、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金・訴訟費用を補填することとしております。

上記補欠監督役員候補者については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、現行規約第14条第2項に定める議案については、「みなし賛成」の定めは適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以　上

第3回投資主総会会場のご案内図

会場　東京都中央区日本橋兜町2番1号
　　東京証券取引所　2階「東証ホール」
電話　03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	（出口11）徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	（出口7）徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	（出口D2）徒歩5分

お願い

- 東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。